

令和3年4月1日

各位

大阪府信用農業協同組合連合会

### 「遺言信託」・「遺産整理業務」・「遺言代用信託」の取扱開始について

大阪府信用農業協同組合連合会（代表理事理事長 中上 文宏）は、組合員利用者の相続対策ニーズにお応えするため、本日より本体で「遺言信託」・「遺産整理業務」・「遺言代用信託」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当会は、令和2年11月に「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条」に基づく信託業務の兼営認可を取得しております。今般の信託業務の取扱開始によって、JAグループ大阪が一体となり、よりきめ細やかな相続関連業務のサービス提供に努めます。

当会はこれからも協同組合組織として、ご利用者一人ひとりにとっての最適なサービスの提供を目指してまいります。

#### 記

##### 1. 取扱業務の概要

遺言信託	公正証書遺言の事前相談や作成サポート、保管等を行います。相続発生後は、当会が遺言執行者として執行手続き等を行います。（執行コースのみ）
遺産整理業務	相続発生時に、当会が相続人の皆さまに代わって、預貯金の解約・不動産の名義変更などの煩雑な手続きを行います。
遺言代用信託	ご契約者さまから信託されたご資金を、相続発生時に簡単なお手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまにお支払いする商品です。

##### 2. 取扱開始日

令和3年4月1日（木）

##### 3. 取扱店舗

- (1) 遺言信託・遺産整理業務 当会本所並びに大阪府内14JAの代理店
- (2) 遺言代用信託 当会本所

以上

本件に関するお問い合わせ先

JAバンク資産相談部 06-6204-6532